

神奈川県スポーツ指導者連絡協議会

バドミントン部会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は「神奈川県スポーツ指導者連絡協議会バドミントン部会」と称する。

第2条 本会の事務局を部長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本会は神奈川県スポーツ指導者連絡協議会の下部組織として、バドミントン競技の指導・普及を通して、広く県民の体力向上を図るとともに、会員相互の資質の向上と親睦を深めることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、会員相互の協力のもとに、次の事業を行うものとする。

1. 研修会の開催
2. その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本会は神奈川県スポーツ指導者連絡協議会の会員で、バドミントン競技の指導者にて本会の趣旨に賛同するもので組織する。

第5章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

(1)部長 1名 (2)副部長 2名 (3)幹事 若干名 (4)監査 2名
任期は2年とするが、再任を妨げない。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 部長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は庶務、会計を処理する。
4. 監査は本会の会計を監査する。

第6章 会議

第8条 本会に次の会議を設ける。

1. 総会は部長が招集し議長となり、予算・決算・事業その他の重要事項を審議決定する。
2. 役員会は部長が招集し議長となり、総会からの委託事項並びに緊急事項等について決議執行する。
3. 各会議は、構成員の過半数の出席を以って成立し、議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第7章 会計

第9条 本会の経費は、会員による会費及び補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

1. 本会の会費は、年額¥1,000とする。
2. 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 その他

第10条 本会に、相談役を置くことができる。

1. 相談役は永年にわたり本会へ功績のあった者に、部長が役員会の承認を得て、委嘱することができる。
2. 相談役は、部長の要請により各会議に出席し、意見を述べることができる。

第11条 本会則の変更は総会において、出席者の過半数の賛同を得なければならない。

第12条 本会則に定めのない事項は、神奈川県スポーツ指導者連絡協議会会則を準用する。

第13条 本会則は平成2年12月16日より施行する。

一部改定 平成 6年7月10日

一部改定 平成 24年6月16日

一部改定 平成 27年5月23日